

深 沢 宏 著

『インド農村社会経済史
の研究』

東洋経済新報社 1987年 vi+380ページ

中 里 成 章

I

本書の著者深沢宏元一橋大学教授は、1986年8月26日、54歳で逝去された。氏は、17世紀から20世紀、すなわち中世後期から独立直後までの、西部インドの社会経済史を研究課題として、多産な学業の生涯を送られたが、就中、マラーティー語史料を駆使した中世マラータ社会経済史の実証的研究によって、日本におけるインド中世史研究を世界的水準にまで引き上げたことで知られる。氏の研究生活は病によって断ち切られ、今日の基準でいえば決して長かったとは言えないが、その前半における成果は、すでに1972年に、主著『インド社会経済史研究』（東洋経済新報社）として世に問われている。本書は、1971年以降に発表された日本語論文12編に、処女論文1編を加え、著者の没後に編集されたものである。巻頭と巻末には、深沢未亡人の文章、著者と専門が重なる小谷汪之氏による「解説」、編集責任者の谷口晋吉氏の「まえがき」と「編集後記」、および綿密な索引が付されている。書評を試みるに先立ち、本書の構成を下に掲げる。

- 第一部 中世西部インドにおける農村社会と国家構造
中世インド農村社会の構造——最近の諸研究に基づく中間的覚書——（第1論文）
デカン諸王国とラージプート体制（第2論文）
マラータとシク——地域民族国家の成立と崩壊——（第3論文）
十八世紀マラータ王国のカースト制度（第4論文）
西部インドにおける村役人・領主・地主の一類型——前近代コンカン地方のコート制に関する覚書——（第5論文）
前近代インドにおける私権意識と法原則——マラータ王国の若干のワタン文書について——（第6論文）

文)

マラータ王国の支配制度と社会的経済的秩序（付論文）

第二部 植民地支配下における西部インド農村社会の変容

十九世紀西部インドにおける手工業者の同業団体——ギルド的、カースト的性格とその変容——（第7論文）

「一八七五年のデカン農民反乱」と農村（第8論文）
一八七五年のデカン農民反乱における債務者と債権者（第9論文）

第三部 二十世紀西部インドにおける農業協同組合の展開

一九二〇年代のボンベイ州における農業協同組合の進展過程（第10論文）

西部インドにおける法定パンチャーヤトと協同組合（第11論文）

インドの混合経済体制における協同組合製糖業——マハーラーシュトラ州の工場に関する事例研究——（第12論文）

この書評では収録論文を、(1)中世史に関するもの（第1～3、5～6論文）、(2)カースト制に関するもの（第4、7論文）、(3)19世紀後半以降の農村史に関するもの（第8～12論文）、の3グループに分けて検討し、著者が研究生活の後半に取り組んだ諸問題を、評者なりに整理することを目的としたい。すぐれたインド史研究者であった著者の問題意識を継承してゆく作業の一助になれば幸いである。

II

第1、2、3および5論文は、中世後期の農村社会と国家の構造を分析した論考である。第1論文は、前述のように中世マラータ社会経済史研究で優れた業績をあげた著者が、視野をインド全体に拡げ、執筆時点（1972年）までの研究動向を総括し、中世インド農村社会の基本構造というべきものを定式化しようとした試みである。そして、きわめて慎重な言い回しが用いられているが、本論文で著者が意図したのは、そのような単なる定式化にとどまらず、インドを絶対的専制主義の典型とするがごとき古典的見解を批判し、インド中世が封建制の時代として把握できることを示すことであつたように思われる。実証史家を自認した著者が、その実証的研究の背後に抱きつづけた理論的関心を、整序して公けにした論

考として、本論文は貴重なものである。封建制に関する著者の立論で注目される点は、(1)R・S・シャルマのインド封建論を十分意識しながらも、インド中世をデリー・サルタナット期の前まで溯らせることをせず、13世紀以降としていること、(2)民事問題に関する領主裁判権は「裁判集会」に制約されていたとし、インドにおける領主裁判権の弱さを強調している点、(3)「土地持ち農民」は事実上土地に緊縛された「半農奴」であったというI・ハビブ説を受け入れ、その強制力のよってきたるところを、地租徴収機構の圧力と、著者の用語でいう「団体的規制」(村落という地縁団体の規制とカーストという血統団体の規制の二つからなる二重の規制)とに求めたこと、(4)そしてこの二重の団体的規制を、インド中世社会の基底部について注目すべき第1の特徴であると位置づけたこと、(5)領主が「直営地」をもっていた村落でも、若干の例外を除き、領主が農民に夫役を課してそれを耕作させた例は見当たらないと指摘している点、などであろう。このほか、インド中世に存在した多様な領主層を三つの類型(chieftains, intermediary zamindars および primary zamindars)に分けるS・N・ハサンの説を受けつぎながら、とくに“primary zamindars”についてハサン説を拡張し、「村領主」という類型を立てている点も注目される点である。

著者が1972年にこの論文を発表して以後、日本ではラージャスターン、デカン、タミル・ナードゥ、およびベンガルを対象とした個別研究が進展し、インド中世社会に関する知見は大きく広がった。こうした最近の研究動向は、論文集 Karashima, Noboru 編, “Japanese Studies in Later Medieval Indian Society,” *Acta Asiatica*, 第48号, 1985年にまとめられている。本論文と併せて読まれるべきであろう。

次に、第2、第3論文はインド中世に興亡を繰り返した封建諸国家の構造を分析したものである。分析対象にはデカン諸王朝(とくにバフマニー王国とアーディル・シャーヒー王国)、ラージプート諸王国(とくにメワール王国)、マラータ王国、およびシク王国が取り上げられている。どちらの論文も歴史講座のために書かれた概説であるが、著者が専門としたデカンに関する叙述は、さすがによく書きこまれていて読み応えがある。デカンについて著者は、デカン最初のイスラム王国であるバフマニー王国(14世紀半ば～16世紀初め)は、一方では、当時の史料で王(ラージャ)とか土地保有者(ザミーンダール)と呼ばれている土着のヒンドゥー支配層を制圧しつつ、他方では、彼らをこの王国の時代になって成立

した郷主・郷書記制のなかに組み込むなどして、地方統治のために積極的に利用しようとした、という。そして、これに続くアーディル・シャーヒー王国(15世紀末～17世紀末)には、上部に軍人・官僚・貴族などに授与された知行が存在し(知行封建制)、その一段階下に郷主・郷書記・村長・村書記など土着世襲の役人層＝領主層がいる、「二重の封建的な構造」を明確に具えるにいたった。マラータ王国を築いたヒンドゥー勢力は、このような二重構造をもつ封建国家の内部から生まれた。たとえば、シヴァージーを出したボンスレー家は、ヒンドゥーでありながら、高官に任ぜられ、プーナに知行を与えられた武将の家柄であり、シヴァージーに最初に有力な支持を与えたのは、プーナ周辺の郷主層であった。しかしシヴァージーは、権力を確立すると、郷主たちの恩給村・恩給地その他の役得は承認したが、彼らの徴税権を奪い、政府が直接地租を徴収する体制を整えた、という。以上のような著者の簡潔な論述からも、インド中世史の展開において在地領主層、著者の表現をかりれば「土着の豪族的役人的領主層」がいかに重要な位置を占めたか、明らかであろう。また、他方では、インド近代史の研究は、植民地支配期の在地社会の形成においても、彼らの果たした役割が大きかったことを明らかにしている。在地領主層に関して、中世初期から植民地支配期までを包括した一貫した研究がなされることが期待されよう。

なお、第3論文においては、重要な論点がもう一つ提示されている。すなわち著者は、マラータ王国とシク王国とを、地域民衆を糾合した「地域民族国家」と規定し、その特質を、(1)カースト制のなかで高いランクが与えられていない農民カーストの出身者が中核となっていること、および、(2)従来のインド史に類例を見ない連合体制を実現したこと、この2点にあるとしたうえで、17～18世紀という時点でこのような「地域民族国家」が成立したのはいかなる条件によるものなのか、と問いかけているのである。筆者はマラータ勢力台頭の条件として、信愛信仰の普及とその一派としての戦闘的民族主義の成立、イスラム支配下におけるマラータ人の軍事的・行政的経験の蓄積、知行領主の世襲化等六つを列挙しており、それぞれが説得的である。ただし、上に簡単に見た筆者の中世史の構想との関連でいえば、郷主など在地領主層を頂点とする在地社会のダイナミズムのなかに、地域民族国家を押し上げてゆく契機が含まれていなかったか、という疑問が当然生まれるであろう。

ところで、第1論文を読めば明らかのように、インド

III

中世史という「領主」という概念には、実に多様な要素が含み込まれている。したがって、個々の領主層の実証的研究が、領主制解明の不可欠の前提条件となるのであるが、第5論文は、コンカン地方（マハーラーシュトラ州西端の、西ガート山脈とアラビア海にはさまれた地域）の「コート」(khot) という独特の領主層を取り上げ精細に分析し、この分野への貴重な貢献となっている。コートの原型はすでにムスリム支配時代の16世紀後半に見られ、彼らはインド独立直後までコンカン地方のラトナーギーリー県の支配層であった。本論文が対象とするのは英領になる以前のコート制である。コートの性格について、著者は、(1)国家権力との関係では、デカンの世襲の村長、パティールに類似する村役人的性格をもっていた、(2)農民からさまざまな役得を徴収するための広範な支配権＝領主の特権を政府により公認されていた、(3)さらにコートは村僕使用権、とくに夫役労働徴用権という、人身支配的な特権をも公認されることがあった、(4)一部のコートは村の土地の一部について地主的権利を公認され、折半農民にこれを小作させると同時に、夫役労働をも賦課した、等の点に着目し、「村役人・領主・地主」であると結論している。コートはきわめて複雑な性格をもつ階層だったわけである。なお、著者は、コートが村にもっていた土地について、第1論文では領主「直管地」とする理解を示したが、本論文では、政府によって地主的権利を承認された土地というふうに解釈を修正していることを付記しておこう。

西部インドでは、これまでの行論で何度かふれた世襲役人の役職と役得徴収権、土地持ち農民の土地所有権、職人の就業権と報酬受領権は、物権化しており、一括してワタンと呼ばれていた。第6論文は、ワタンをめぐる紛争の裁定を手懸りに、17～18世紀デカンの人々の権利意識と法理念のあり方を探ろうとした論考である。ここでは著者は、ワタンに関する私的権利の意識がはっきりと確立していたことを強調するとともに、紛争の裁定をする支配者と当事者である被支配者との間では、ダルマあるいはハックと呼ばれた抽象的な法観念に裏打ちされた法理念が共有されていたとする。このような私権意識の確立と法理念の共有という現象は、デカンにおける「地域民族国家」＝マラータ王国の成立と何らかの関連性を有していたのであろうか。なお、著者は論文の末尾でワタン制度の歴史を概観し、この制度の解体過程がほぼ完了するのは、1960年前後であるとの見通しを明らかにしている。

カースト制を論じた第4、第7論文のうち、前者は歴史講座のために書かれた概論である。かつてカースト制度の歴史的研究の必要を唱え、基礎史料に基づきマラータ王国中世の制度を研究した成果を発表して、カースト制研究に新風を吹き込んだ著者は、本論文では、カースト制度が驚くほど強い持続力を維持した根拠は何か、という問題設定のもとに、カースト制の職業・食事・婚姻規制の運用における柔軟さと、カースト秩序の最終的保護者としての国家の役割とを強調する自説を要約・紹介している。カースト上昇運動、ドミナント・カースト等カースト史研究上の焦点をなす問題のいくつかは本論文では扱われていないけれども、中世後期のカースト制度の実証的研究の総括として、今後くり返し参照するに値しよう。

これに対して、第7論文では、著者はカースト制の歴史的研究における新分野の開拓にむかい、都市のカースト制を取り上げている。この論考で中心的に問題とされているのは、19世紀前半にスーラトなど西部インドの都市に見られた手工業同業団体＝ギルドとカーストとの関係である。いいかえれば、ギルドは単一のカーストを基盤としていたのか、それとも、ギルドには複数のカーストの成員が参加し得たのか、という問題である。この点に関して著者は、(1)ギルドがカーストを基盤として作られたとする説は誤りではない、しかし、(2)その場合カーストとして考えられるべきなのは、通説的に理解されているような生得的身分集団では必ずしもなく、一定の厳しい条件のもとで外部者の加入を認める「『開かれた』カースト」というべきものである場合もある、と論じた。ここで興味深く思われるのは、著者が、カースト制を定義する基本的要件の一つと一般的に考えられてきた、カースト身分は生得的なものである、という命題をあえて捨て去り、複数のカーストの出身者から形成される「『開かれた』カースト」というものを構想している点である。このように述べることによって著者は、カースト的分業に関する規制が農村より一層流動的であった都市（町）においては、カーストはギルドに一步近づいた性格を持つにいたることもあったことを、示唆しようとしたのであろうか。それはともかくとして、本論文は、インドの都市社会史を、カーストとギルドの関係を基軸に分析する視角を提示した仕事としても注目に値しよう。

IV

第8論文から第12論文までの5篇は、1870年代から独立後1970年代にいたる、西部インドの農村史の研究である。「まえがき」によれば、著者は前著『インド社会経済史研究』の刊行後、新しい研究分野の開拓に進み、これらの諸篇（および前記第7論文）を遺したという。現在の西部インドは、インドでは例外的に協同組合運動が強力で、協同組合に拠る富農層が地方政治に絶大な発言力を有する地域として有名である。そして、これら富農層の抬頭の時期を求めて歴史を溯れば、植民地期インド農業の転換期である1870、80年代にゆき着くであろう。ここに集められた一連の論文は、そのような現代的関心と歴史的関心の接点のうえに構想されているのである。

負債に苦しんだ農民が金貸しに反対して1875年におこしたデカン農民叛乱は、ちょうど同じ頃ベンガルでおこったパプナ農民一揆と並び、植民地当局に農業政策の根本的見直しを迫った農民運動として重要である。第8論文と第9論文で著者は、多面的な性格をもつこの叛乱のなから、二つの問題点を抽出して論じている。すなわち、前者においては、マルワリー商人を主体とする外来の金貸しに反対するデカン農民の運動が、村単位に、村ぐるみで組織されたことに着目し、「農村の地縁的結合力」の残存の程度の問題を取り上げ、検証している。この結合力は、デカンでは根強く残存しており、これに依拠して叛乱が組織され、そしてそれは潜在的にはその後も永く残った、というのが著者の見解である。なお、著者のインド中世社会論においては、「村落という地縁団体の規制」とともに、「カーストという血統団体の規制」が、「団体規制」=共同体規制の二つの契機としての位置づけを与えられているのであるが、このデカン農民叛乱の研究では、カーストが結合力になりえたのか否かという問題は検討されていない。史料の限界によるのかもしれないが、惜しまれるところである。

次に、第9論文では、叛乱の原因となった農民負債の問題が分析されている。著者は、叛乱の調査委員会の報告を精細に検討し、1870年代デカンの農民の負債状況の特質は次の諸点にあったとしている。(1)個人的信用による債務と土地を担保に入れたそれとを比較すると、件数では前者が多く、後者は負債が高額の場合に用いられる傾向があった。(2)マルワリー等の外来の金貸しは、一般的な土地抵当の形式とともに、用益権抵当も広く用いた。後者の場合、名義上の土地占有権は債務農民の手に残さ

れたが、実質的には彼は、長年にわたり債務奴隷と変わらない状態にとどめおかれることが多かった。(3)金貸し業者には、外来商人の専門金貸し、バラモンの金貸し、金貸しを兼業する農家の三つのタイプが見られ、それぞれ特色ある金融活動を展開していた。なかでも注目されるのは「金貸し兼業農家」で、彼らはマラータないしくはカンピーの農耕カーストに属し、村長家系やそれに近い大農層のものが多く、この時期、着実に抬頭しつつあった。(4)1890年代の調査などによると、デカンの農地の約15%の占有権が非農業金貸し業者の手中にあり、そのうちおよそ3分の1は外来商人の金貸し業者のものとなっていたと推定される。ただし、この数字には用益権抵当に入れられ実質的には小作地となっていた土地、および、金貸し兼業農家が集中した土地の面積は含まれていないから、金貸しの、農民と農地に対する支配力は、この数字から窺われるよりもはるかに大きかったと考えなければならない。大略上のように論じた後、著者は、デカン農民叛乱により外来の金貸し業者が、20世紀初頭以降の反バラモン運動のためにバラモンの金貸し業者が、それぞれ農村における勢力を失ってゆき、彼らに代わって「金貸し兼業農家」や中・富農層が、農村における経済的支配権と政治的指導力を掌握するにいたる、という見通しを示して稿を終えている。

このように本論文のテーマは、ライヤトワリー制下の農民層分解という興味深い問題と直接関連しているわけであるが、この点については、著者は土地集積に関する詳細な論文を書くことを第10論文で予告しており、研究が進行中だったと思われること、並びに、『ケンブリッジ版インド経済史』第2巻所収の論文(Kumar, Dharma 編, *The Cambridge Economic History of India*, 第2巻, ケンブリッジ, Cambridge University Press, 1982年, 177~206ページ)では、農民層分解についてきわめて慎重な態度を取っていることを指摘しておくにとどめたい。

農民負債の問題は、デカン農民叛乱後制定された「デカン農業者救済法」の諸規定にもかかわらず、いっこうに改善されなかった。第10論文は、この問題の抜本的解決策として官主導のもとに展開された協同組合運動が、結局所期の成果をあげえずに終わった原因を、1920年代の史料によって解明しようとした論考である。著者は協同組合運動を、信用組合運動と農産物販売組合運動とに分けて考察しているが、前者については、農村における利子率が叛乱当時のおよそ半分にまで下がったために、信用組合の利子率が必ずしも低いとはいえない状態とな

り、運動の拡大が阻まれた、と結論している。利子率がそのように下落したのは、(1)「デカン農業者救済法」が「農業者」の手に土地が渡ることを規制しなかったため、農民出自の「金貸し兼業農家」が増大して、金貸しの中の競争が激化し、加えて、(2)在村の専業金貸しが信用組合に対抗して利子率を引き下げたためであった。他方、農産物販売組合運動の伸び悩みの根本原因は、生産者農民への信用供与を通じて彼らを支配下に置いている、農村の仲介商人（アラトダール、ダラール等）の壁を打ち破れなかった事実と帰せられている。なお、著者は、協同組合運動が農村部に十分浸透できなかった理由を以上のほかにもいくつか挙げ、検討を加えているが、社会的要因として派閥対立に着目し、派閥対立の蔓延を「村落の地縁的結合力」の弛緩に関連づけて理解している点は、著者の問題関心のあり方を示していて興味深い。

本書の最後に置かれた第11、第12論文は現代に関するものである。第11論文の主題は、独立後農村開発の推進組織として政府が力を入れてきた法定パンチャーヤトと協同組合である。著者は、法定パンチャーヤトは競争選挙制度によってメンバーを選ぶため、村落を分裂させ、地縁的結合力を弱める傾向を示すのに対し、協同組合は、政府からの資金金融の獲得のために、当該地域の支配的カーストや大家族を結束させ、彼らの経済的・政治的結合関係を強める傾向を示す、という指摘をもって結論と

している。第12論文は、1975年に著者が行なった実地調査に基づく、マハーラーシュトラ州の協同組合製糖工場のケース・スタディである。

以上の簡単な要約からも窺われるように、第8論文以下の諸編は、多様な問題を扱いながらも、全体を貫く二つの共通のモチーフで結びあわされているように思われる。すなわち、これらの論文で著者は、「金貸し兼業農家」あるいは中・富農層の上昇の問題、および、「村落の地縁的結合力」つまり村落共同体の解体とそれにとみなう農村秩序の再編の問題を追究しようとした。しかし、この二つの主題を有機的に関連させ、農村金融の再編、農産物流通機構の組織化の進行、協同組合運動の開始といった植民地支配後期的な諸条件のもとで、19世紀後半以降マハーラーシュトラ州の農村史がどのように展開するのか、その全体像を描き出す仕事は、未完のままのこされたのである。

最後になったが、付論文として本書に収められた書評は、著者がインド留学からの帰国の直後に発表した処女論文である。書評の形式をかりつつ、マラーティー語原史料を駆使することによって、中世インド社会経済史研究に新しい地平を切り開くことができることを、鮮やかに宣言している。このような本格的な構えをもった若いインド史研究者が、著者に続いて多数現われることを期待して、評を終えることにしたいと思う。

(神戸大学助教授)